

感染症・予防接種レター (第17号)

日本小児保健協会予防接種委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種委員会委員長 加藤達夫

予防接種委員会

| | | | | |
|-----|------|------|------|------|
| 委員長 | 加藤達夫 | 岡田賢司 | 倉橋俊至 | 馬場宏一 |
| | 庵原俊昭 | 小倉英郎 | 小林清 | 綿谷靖彦 |
| | 遠藤郁夫 | 木村慶子 | 萩原誠一 | |

保育所、幼稚園、小学校における麻疹流行の危機管理責任

—「麻疹予防接種済証」の交付と提出の義務化について—

昨年、私のクリニックを受診した1人の麻疹患児は3歳の女児でした。初診時には、特有の発疹もコプリック斑も未だみられませんでした。異常な高熱、脱水などの症状に加えて、患児が通っていた保育所からの情報により「麻疹」と確信しました。約10日後、11か月齢の弟も発症し、肺炎の合併が疑われたため入院していただきました。一方、8歳の姉には、1歳のとき麻疹に罹患した既往があり今回は無事でした。母親に対して、ワクチンを受けさせずに子ども3人が発症してしまったことについて尋ねると、長女が1歳のとき発症した麻疹の苦い経験を活かせず第2子、第3子まで感染させたことを悔い、子ども達に恥じておられる様子でした。

この時期に前後して私のクリニックを受診した麻疹患児23名について調べたところ、全員に麻疹ワクチンの既往がありませんでした。個々の症例について感染源を辿ると、多くの例で保育所、幼稚園、小学校内での流行に接していたことを知りました。このような施設内での流行に対して、学校保健法は、先ず発症者を「出席停止」とし、次いで発症のおそれのある者、すなわちワクチン歴または感染歴のない者にも「自宅待機」させることと規定しています。しかし実際にはこのような措置（感受性者の隔離）が行われることはほとんどなく、第2、第3の麻疹発生を阻止できないのが多くの施設の実情です。同法に則った措置の実行が困難な原因として、施設の構成員（スタッフも含む）を、感染するおそれの少ない“免疫グループ”と、感染するおそれの高い“感受性者グループ”の2群に、いつでも分けることができる実行可能で具体的なシステムが示されてこなかった点に注目する必要があるま

す。

わが国の予防接種法は、その施行規則第6条（予防接種済証の様式）で、接種の主体者（市町村長など）は、接種を受けた者に対して「予防接種済証」の交付を行うこととしています。そして、麻疹予防接種の場合として様式第3（図）を定めています。したがって、接種を受けた者が集団生活に参加する場合は、予め市町村などに申請し交付を受けた「麻疹予防接種済証」を施設に提出することができることにすれば、施設長は、この「証」を活用することで容易に施設内麻疹感染のリスク管理を行える筈です。すなわち、集団内に麻疹感染のリスクが生じた場合、接種済証を提出していない感受性者グループの者には、集団内の流行防止のために「自宅待機」か「予防接種を急いで受けるか」のいずれかを自ら選択させることとなります。そして、最も好ましいリスク管理のあり方として、施設長は構成員の95%以上が「感染するおそれの少ないグループ」に属するよう普段から啓発に努めればよいという具体的な数値目標をもって対応策を考えることが可能になります。

保育所、幼稚園、小学校などの集団をあずかる施設長は、起こりうる麻疹の集団内流行による健康被害の続発を阻止しなければならないという管理者としての責任を強く自覚せずに、「自宅待機」または「緊急接種」を感受性者に命じることはできない筈です。何故なら、これらの者は、多大の時間と費用ばかりではなく、「学習の機会」を失うからです。一方、発症者と「発症のおそれのある者」は、自らが属する集団を、「定期接種さえ受けておけば予防できる疾病」による流行の危険に曝したことに対する責任を自覚して、自らの対処

様式第3 予防接種法施行規則(第6条関係)

| | | | |
|-------------|----------|---|----|
| No. _____ | 麻疹予防接種済証 | | |
| | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| | 年 | 月 | 日生 |
| 予防接種を行った年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 年 | 月 | 日 |
| | 都道府県 | 郡 | |
| | 市町村長氏名 | | |
| | | | 印 |

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

☒ 予防接種法施行規則(昭和23年8月10日厚生省令第36号 平成6年8月17日第51号改正)に定められた「麻疹予防接種済証」を示す。

麻疹ワクチンの「定期接種」を受けた者は、市町村などに申請すれば交付されることになっている。

法を決めなくてはなりません。

わが国の教育基本法は、集団は個の尊厳を重んじ、個は集団の福祉に貢献することを根本理念としています。また、予防接種法は、その目的に「疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」とし、国民の予防接種を受ける義務が「努力義務」に改められた後も、感染症対策における予防接種の意義及びその重要性はいささかも変わるものではないことを強調しています。

保育所、幼稚園、小学校などの集団生活に参加する者に対して、「麻疹予防接種済証」の提出を義務化することは、集団の管理者責任と、集団の一員に課せられる責任を具体化するものであり、もし実現すればわが国の麻疹対策は一步前進するかも知れません。

筆者が冒頭に示したようなケースは決してめずらしくなく、現代の子ども達を取り巻く社会環境では、個々人の努力義務に期待する対策だけでは不十分であり、集団生活に参加する機会に、集団の一員としての意識を高め、同時に接種への強い「きっかけ」を与える必要があるのではないのでしょうか。

わが国の諺に「喉元過ぎれば熱さを忘れる」というのがあります。私達人間は苦しく辛い経験も歳月が経てば、けろりと忘れてしまい、同じ過ちを再び繰り返すのが常です。このことを自覚した上で対策を立てない限り、わが国の麻疹根絶はいつまでたっても「絵にかいた餅」のままであり続けるような気がしてなりません。読者の皆様は如何お考えでしょうか。

(文責：馬場宏一)